

問Ⅱ－３－②（移行と同時に代表理事や評議員を置く場合の手続）

移行と同時に代表理事や評議員を置く場合の手続はどうなりますか。

答

1 代表理事について

特例民法法人が、移行期間中に新制度上の「代表理事」を置かず、移行と同時に「代表理事」を置く場合の手続は、定款の変更の案（整備法第102条）に最初の代表理事の氏名を直接記載する方法で選定することができます。

2 評議員について

特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところにより選任することとされています（整備法第92条）。

特例財団法人が、移行期間中に新制度上の「評議員」を置かず、移行と同時に「評議員」を置く場合の手続は、理事が定め、旧主務官庁の認可を受けた「選任方法」に従って（新制度上の）評議員を選任することとなります。

その際、当該「選任方法」に従って選任された者を明確にする観点から、「最初の評議員」の氏名を、定款の変更の案（整備法第102条（整備法第118条において準用する場合を含む。））に記載することも有用な取扱いと考えられます。

なお、新制度上の最初の評議員の選任方法を決める場合については、問Ⅱ－２－①（最初の評議員の選任方法）を御参照下さい。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第77条（略）

2（略）

3 一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。

一般社団・財団法人法第90条（略）

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一・二（略）

三 代表理事の選定及び解職

整備法第48条（略）

2・3（略）

4 旧社団法人又は旧財団法人が定款（旧民法施行法第19条第2項の認可を受けた書面を含む。以下この項及び第80条において同じ。）若しくは寄附行為（旧民法施行法第

19条第2項の認可を受けた書面を含む。以下この項及び第89条において同じ。)、定款若しくは寄附行為の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって定めた当該法人を代表する理事は、一般社団・財団法人法に規定する代表理事の地位を有しない。

整備法第89条 (略)

2・3 (略)

4 旧財団法人の寄附行為における評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めは、それぞれ一般社団・財団法人法に規定する評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めとしての効力を有しない。

整備法第92条 特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところによる。

整備法第102条 第44条の認定を受けようとする特例民法法人が第106条第1項の登記をすることを停止条件としてしたその種類に従いその名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び第100条各号に掲げる基準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。